

回 答 書
(7 総事第 1 4 号 自動体外式除細動器 (A E D 本体及び付属品))

	質 問 内 容	回 答
1	A E D 収納ボックス 【質問内容】 指定の場所での取付が困難な場合、他の場所への変更は可能でしょうか。また、その場合アスベスト事前調査報告書及び対策工事が必要となりますがよろしかったでしょうか。また、取付場所が屋外の場合は屋外用、屋内の場合は屋内用のボックス指定はございますでしょうか。	A E D 収納ボックスを指定の場所に取り付けることが困難な場合は、納入場所の担当者と協議のうえ、同一建物及び周辺建物の取付可能な場所へ変更することが可能です。 取付指定場所の建物取得は昭和62年4月1日です。改修工事が必要な場合は、法令に基づき工事をしてください。なお、改修工事が必要な場合、改修工事費用も入札金額に含みますので、A E D 収納ボックスの取付場所は必ず確認してください。 取付場所を変更する場合も、A E D 収納ボックスは仕様書のとおりとしてください。
2		
3		
4		
5		